

世田谷区本庁舎等整備総合評価等検討委員会の運営について（案）

「世田谷区本庁舎等整備総合評価等検討委員会設置要綱」に基づき、世田谷区本庁舎等整備総合評価等検討委員会の運営について、委員会において定める事項は以下のとおりとする。

1. 会議の公開（第6条第5項関係）

会議は非公開とし、傍聴等は認めない。

2. 資料及び会議録の公開（第6条第6項関係）

(1) 会議録等の公開

会議録は、施工者選定後に公開する。議事の要旨は各検討委員会終了後に公開する。

(2) 資料の公開

委員会資料は、全委員会終了後に区ホームページにて公開する。ただし、その後の施工者選定の実施に支障がないものとする。なお、施工者選定後は区の入札・契約制度の運用に支障があるものを除き、原則すべての資料を公開する。

3. 会議録等の取扱いについて（第9条関係）

(1) 委員氏名等の公開

委員氏名等は公開とする。

(2) 会議録等の作成

会議終了後、議事の経過等を記載した会議録及び議事の要旨を作成する。

(3) 会議録等の記載内容

会議の名称、開催日時、開催場所、会議次第、議事の経過、その他必要な事項を記載し、委員の氏名は記載せず、「委員長」、「委員」などの表記とする。

(4) 会議録等の確認

会議に出席した委員は、会議録、議事の要旨の作成後、別途定める期限内においてその内容を確認する。また、会議に欠席した委員においても同様とする。